マイページ利用規約

(2025年9月13日現在)

本規約は令和5年2月13日以降に、JAバンク(JA(農協)・JA信農連・農 林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループ の名称を指します。) が提供するマイページサービス (以下、「本サービス」とい う。)をお客様が利用する際のお客様とお客様が利用申込を行う組合(以下、「組 合」という。)との間の利用に関する事項を定めたものです。

本サービスでは、組合が本サービスの利用を認めたお客様が、 よび組合所定の方法により、組合所定の融資取引(融資取引に関わる保証機関、保 よい離日別にツバ西により、離日別にツ「暦日秋り」「藤原秋か」に同なジット語にあるの。 部金社の債務保証委託取引を含む。以下同じ。)の申込および融資取引にかかる電子契約締結および契約内容の確認等(以下、「手続き等」という)を行えます(電子契約締結および契約内容の確認等については、別途、電子契約サービス利用申込 れます。)。お客様は、常に最新の本規約を遵守のうえ本サービスを利用するもの とします。

お客様が本サービスを利用してマイページを開設した場合、本規約に同意したも のとみなされます。マイページ開設に先立ち、本規約を確認のうえ、本規約の内容 に同意できない場合は、マイページを開設することができません。

本規約は、民法に定める定型約款に該当します。組合は、本規約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。また、本約款を変更す るときは、変更後の本約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法 で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第1条 (本サービスの利用申込)

本サービスの利用は本規約の内容を承諾し、組合所定の申込方法により申し込 むものとします。

- 2 事前に借入申込を行っている場合には、同申込の際に組合へ提供した申込情報 を本サービスの申込情報として利用することに同意のうえで申し込むものとしま す。申込にあたっては、WEB上にて組合の提示する必要事項を充足するものと します。WEBでの申込みが行われたとき、お客様本人の意思を表示したものと
- みなされるものとします。
 3 お客様は本サービスの利用にあたっては、届出されたメールアドレス宛に送信されたURLまたはJAネットローンホームページからマイページを開設しま す。マイページとは本サービスを利用するお客様ごとに対応する専用のWEBサ イトをいいます。
- 4 お客様はメールアドレスをマイページIDとして、マイページパスワードを設定することにより本サービスの利用を開始します。 なお、組合は本サービスの利 用の申込を承諾しない場合がありますが、その理由は一切開示しません。また、 組合は本サービスの利用の申込を承諾した場合であっても、融資取引の個別の申 込を承諾する義務を負いません。 お客様はマイページID及び自身が設定したマイページパスワードをお客様以
- 外の者が知りえないよう厳重に管理するものとし、不正使用等について、組合は かの有が知りえないより厳重に言葉するものとし、不正使用等について、組合は一切の責任を負わないものとします(以下、マイページID、マイページパスワードについて、個別に明記しない場合は「パスワード等」という。)。

 6 JAバンクアプリ用端末の盗用、使用上の過誤、第三者の使用または不正アクセス等によりお客様に生じた損害について、組合は一切の責任を負わないものと

第1条の2 (シングルサインオン)

- お客様は、JAバンクが提供する「JAバンクアプリ」にて、JAサービスI DとマイページIDの紐づけを完了し、「JAバンクアプリ」にログイン後、 「JAバンクアプリ」の画面を経由して本サービスにバスワード等を入力するこ
- 「JAハンク」フリ」の画面を経由してキャーした。ハン・ファー・マー・ファー・となくログイン (シングルサインオン)できるものとします。
 2 お客様は、前項の手続きによらず、第1条に基づき本サービスの利用申込を経てマイページを開設した場合、JAバンクアプリを経由することなく、パスワード等を入力することで本サービスに直接ログインすることもできます。
- 第1項に基づきシングルサインオンの紐づけが完了した場合、お客様は、シン グルサインオンと直接ログインの両方の手段で本サービスを利用できるものとし

第2条 (本サービスの利用環境、セキュリティ対策)

- お客様は、本サービスを利用する場合、インターネットに接続されている等の 組合所定の環境を備えた端末または組合所定の方法を用いて行うものとします。 ただし、お客様が使用する端末、ソフトウェア等によっては、本サービスを利
- 用することができない場合があります。お客様は、本サービスに適用する端末お よびソフトウェア等を自己の責任において準備・管理等を行うとともに、付帯す る一切の費用を負担するものとし、組合はこれらについて、一切の責任を負いま せん
- 本サービスの利用時間は別途組合が定めた時間内とします。なお、臨時のシス テム調整等の実施により、本サービスの全部または一部を利用することができない場合があります。本サービスは日本国内でのみ利用するものとします。 4 お客様は、利用するコンピュータ等の端末へのセキュリティソフトの導入等の
- セキュリティ対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで本サービスを利 用することとします。

第3条 (パスワードの設定・管理)

- お客様は、メールアドレスをマイページIDとして、マイページパスワードを 設定することにより本サービスの利用を開始します。設定するパスワードは生年 政とすることにより本り一と人の利用を開始します。 欧とりるバスシードは土井 月日、電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号の指定は避けるものと します。 お客様は、マイページにおいて、パスワード等を入力してログインし、 本規約およびシングルサインオンによりログインする場合には J A バンクアプリ 利用規定に従うことにより、本サービスを利用することができます。
- 組合において不正または不適切な使用の恐れがあると認める場合は、組合はお 客様に事前に通知することなく、本サービスの利用を停止することがあります。 利用を停止された者が利用を再開するためには、組合所定の手続をとるものとし
- パスワード等については、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし

- ます。 4 パスワード等につき、失念した場合、または盗用その他不正使用の恐れがある 場合は、お客様はパスワード等の変更手続を行う等組合所定の手続を直ちにとる ものとします。
- 5 お客様は、JAバンクアプリを利用している端末が第三者に渡った場合、マイページサービスを利用され、お客さまに損害が発生する可能性があるため、JA バンクアプリ利用にかかる端末、ID(JAサービスID)およびパスワードは 厳重に管理してください。

第4条(本人の意思による手続)

本サービスの利用にあたっては、入力が必要となるマイページID、マイページパスワードを正確に入力してください。お客様の入力により認知されたマイページ ID、マイページパスワードと、組合に登録されているマイページID、マイページパスワードとが一致した場合、ならびにJAパンクアプリからシングルサインオンして本サービスを利用する場合、本サービスの利用は、お客様の意思によるもの とみなします。

第5条 (手数料等)

- オン・イン・バーダー 1 本サービスの利用は無料です。 2 本サービスの利用、ウェブサイト等の利用にかかる通信費等はお客様のご負担

第6条(禁止事項)

- お客様は、本サービスの利用にあたり、本規約に定める事項を遵守する他、次 の行為を行わないものとします。
- ① 本サービスを利用する際、虚偽の内容を送信・登録する行為 ② 本サービスより入手した情報を転用または改ざんする行為
- ③ 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書込む行為
- ④ 他のお客様のパスワード等を不正に使用する行為
- 本サービスに関する組合またはその権利者の知的財産権を侵害し、または侵 害する恐れのある行為
- ⑥ 組合、他のお客様、または第三者を誹謗中傷したり名誉を傷つける行為 ⑦ 組合、他のお客様、または第三者の財産・プライバシーを侵害し、または侵 害する恐れのある行為
- ⑧ 組合、他のお客様、または第三者に不利益または損害を与える行為、または 不利益を与える可能性のある行為
- 本サービスの運営を妨げる行為またはそのおそれのある行為
- ⑩ 法令または公序良俗に違反する行為
- ① その他、組合が不適切と判断する行為
- 前項各号に該当する行為またはお客様の責めに帰すべき事由により、組合に直 接的または間接的に損害を与えた場合には、お客様は組合が被った損害を賠償す る責任を負うものとします。また、お客様がかかる行為または事由により、第三 者に直接的または間接的に損害を与え、または第三者との間に紛争が生じた場 合、お客様は自己の責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、組合 は関与いたしません。
- 3 組合は、お客様が1項各号に該当する場合には事前に通知なく、本サービスの 全部または一部の利用を制限し、または利用停止することができるものとしま

第7条(免責事項)

- 本サービスを利用したこと、または次の各号の事由による本サービスの全部ま たは一部の利用不能・取扱の遅延等により生じた損害については、組合は一切の 責任を負いません。
 ① 天災もしくは人災または裁判所もしくは行政等の公的機関による措置等のや
- むを得ない事由があるとき
- ② 通信機械およびコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 電源の供給停止、回線障害、電話の不通、インターネット等に障害が生じ たときの不通もしくは混雑、通信経路における取引情報の漏洩、通信業者の システム障害等が生じたとき
- ④ 技術上もしくは運用上緊急に本サービスに関するシステムを停止する必要が あると組合が判断した場合
- ⑤ その他、組合の責めに帰すべからざる事由2 組合が、パスワード等の一致を確認し取扱いをした場合は、パスワード等につ き不正使用・盗用および通信電文改ざん・盗み見その他の事故があっても、その ために生じた損害については、組合は一切の責任を負いません。シングルサイン ために主じた頃音に「かくは、幅日は、男が食品を見がません。 オンして本サービスをご利用する場合について「JAパンクアプリ」のログイン に必要な情報の一致を確認し取扱いした場合も、同様とします。 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付け
- られている場合(当局検査を含みます)、組合はお客様の承諾なくして、当該法 令、規則、行政庁の命令等に定める手続に基づいて当該情報を開示することがあ ります。情報を開示したことにより生じた損害について、組合は一切の責任を負 いません。
- 本サービスを利用したことによる損害は組合に重大な過失がある場合を除きお 客様が一切の責任を負うものとします。なお、組合に重大な過失がある場合の損 害賠償責任は、お客様に通常生じる直接の損害に限るものとします。

第8条 (届出事項の変更)

- 届出事項を変更する場合および届出の印章を紛失した場合、お客様は直ちに組 合所定の方法により取引店宛に届け出るものとします。
- お客様は、以下の事由が生じた場合には直ちに組合に届け出るものとします。
- ① お客様に相続の開始があった場合
- ② お客様が破産手続開始の決定を受けた場合 ③ お客様が後見開始、保佐開始、補助開始の審判を受けた場合
- ④ 前各号に定めるほか、署名権限者としての権限を喪失した場合 3 届出事項の変更は、組合所定の方法により届け出ない限り、その効力を生じな いものとします。

第9条(届出連絡先への通知)

- 30米 (明日は でん) マルス (明日 でん) (1975年 でん) (1975年
- 2 組合が本条1項に基づく連絡先に通知、照会または確認を発信もしくは発送し

た場合には、これらが延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時 に到達したものとみなします。

- 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、お客様は本サービスにより締結した契約および当該契約に基づく 債権債務が残存している間は、本サービスを解約することができません。なお、 組合に対する解約の通知は組合所定の書面によるものとします。組合は解約に際 契約情報を交付しないものとし、お客様は、自身で必要な契約情報を保管す ろものとします.
- 2 前項の解約の効力は、組合所定の方法により組合が解約手続を完了したときに 生じるものとします。なお、前項の通知後、解約手続完了までに生じた損害につ いては、組合は一切の責任を負いません。
- 3 お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、組合はいつでも、 お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止 することができるものとします。① 支払の停止または破産手続開始、民事 再生手続、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始その他今後施行され る破産処理に関する法令に基づく破産開始手続開始の申し立てがあった場合 ② お客様の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申し
- 立てがあった場合
- ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- ④ 前3号のほか、お客様の信用情報に重大な変化が生じたと組合が判断した場 合
- ⑤ 解散その他営業活動を休止した場合
- ⑥ 本規約に定める届出(変更の届出を含みます)の記載内容に虚偽の内容があ ることが判明した場合
- ⑦ お客様が不正な取引を行ったと組合が判断した場合
- 8 お客様が法律、命令、処分、規制その他公庁良俗に違反する行為に該当する行為を行った場合、または、該当するおそれがあると組合が判断した場合
- 本規約、農協取引約定書その他お客様が組合との間で締結している約定 契約に違反した場合等、組合が解約を必要と判断する事由が生じた場合
- ⑩ 前号に定めるほか、組合が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事 由が生じたとき
- 4 お客様に前項各号の事由が一つでも生じたときには、組合はいつでも本サービ スの利用契約を解約することができるものとします。この場合、お客様への通知 の到達のいかんにかかわらず、組合が解約の通知をお客様が予め届け出た住所へ 発信したときに、本サービスの利用契約は解約されたものとします。
- 本条の規約に基づき本サービス利用が停止された場合または本サービスの利用 契約が解約された場合、これにより生じた損害について、組合は一切の責任を負 いません。

第11条(反社会的勢力の排除)

お客様は、お客様もしくは署名権限者が次の1の各号いずれかに該当し、もしく は2の各号のいずれかに該当する行為をし、または1にもとづく表明・確約に関し て虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、また は本サービスの利用契約を解約されても異議を申しません。なお、これによりお客 様に損害が生じた場合でも、組合は一切の損害賠償責任を負わないものとし、また 組合に損害が生じた場合は、お客様がその損害を賠償するものとします。

- 1 お客様は、お客様が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを 「暴力団員等」という。) に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当 しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を 加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし ていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難され るべき関係を有すること
- お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行 わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為

- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて組合の信用を毀損し、または 組合の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

第12条 (本規約および本サービス等の変更)

- 1 組合は、本サービスの内容を組合の都合により改廃することがあります。ま た、改廃のために一時的に本サービスの利用を停止することがあります。 2 本規約についても組合の都合で変更することがあります。規約の変更日以降
- とし、組合は一切責任を負いません。

第13条 (規定の準用)

本規約に定めのない事項については、組合所定の各関連規定により取り扱いま す。なお、本規約において定義のない用語で、上記各関連規定に定義のある用語に ついては、かかる定義の意味を有するものとします。

第14条(権利・義務の譲渡・質入の禁止)

第712本(Maria) 最初の上には お客様は、本規約上に権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その 他の処分をしてはならないものとします。

第15条 (秘密保持)

お客様は、本規約に定める場合を除き、本サービスの利用により知り得た組合の

情報を第三者に漏洩しないものとします。

第16条(有効期間)

本規約の有効期間は申込日から1年間とし、お客様または組合から特に申し出の ない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同 様とします。

第17条(準拠法と管轄)

本規約および本規約に基づく取引は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈される ものとします。本規約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、組合 の本店(本所)または組合の取引支店(支所)の所在地を管轄する裁判所を管轄裁 判所とすることに合意します。

第18条(個人情報等の取り扱い)

組合は、本サービスの利用によって取得する個人情報についてはお客様と個別に 締結する個人情報等の取り扱いに関する定めに従い、適切に取り扱いものとしま

第19条 (口座振替)

- 1 お客様と組合との融資取引に関して生じる資金の授受(借入金の受領および返 済、利息などの支払)や取引関連した必要な費用は、個別に締結する契約書もし くは借入返済金等の自動振替依頼書に記載の指定貯金口座を通じて行い、口座振 替手続は同書類の記載要領により行うものとします。 2 個別に締結した契約もしくは借入返済金等の自動振替依頼書に基づき手続を行
- った口座振替について紛議が生じても、組合は一切責任を負いません。